



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

事前登録型本人通知制度 3 年経過で更新時期



事前登録型本人通知制度を安城市が導入し、この 10 月で丸 3 年が経過します。本制度導入当初に登録を行った方は更新が必要です。

本制度は、住民票の写しや戸籍謄本を第三者が取得した場合、その旨をご本人に通知する制度です。通知は事前登録をした方が対象で、登録から 3 年間有効です。第三者による取得そのものは合法ですが、中には取得した情報を悪用するケースもあり、本制度はそうした悪意を持った取得に対し一定の抑止に繋がることが期待されています。

通知対象の 証明書	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本
通知内容	交付年月日、交付した証明書の種別・通数、請求者の区別
必要書類	登録申請書、本人確認書類 (代理人が申請する場合など詳細は市 HP を参照)
受付窓口	市役所本庁舎市民課・明祥支所・桜井支所・北部支所
登録期間	登録の申請をした日の翌日から 3 年間(期限が迫ると案内が来ます)

石川つばさ事務所 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp
編集：石川つばさを支援する会

丸三金属裁判 第七回口頭弁論

傍聴のお願い

株式会社丸三金属（安城市浜屋町・成瀬一晴社長）が、「石川つばさ議員の2016年3月議会での一般質問は名誉棄損」として起こした裁判の第七回口頭弁論が下記の日程で行われます。

これまで6回の口頭弁論で主だった証拠は提出が終わり、口頭弁論としてはこの7回目で終結となる見込みです。その後（年内か年明けか未定）は、私自身を含めた数名の尋問が行われることが予想されます。

裁判では傍聴が大きな力となります。是非傍聴をお願いいたします。なお、今回は私自身が議会公務のため、裁判所へ足を運べない事情があります。傍聴をお願いしておきながら失礼とは思いますが、何卒ご理解いただきたいと思います。

記

日時：2017年10月13日（金）午後1時10分

場所：名古屋地方裁判所岡崎支部（岡崎市明大寺町奈良井3）

以上